

平成22年第5回住居表示整備審議会

◇日時

平成22年10月5日（火曜） 午後2時00分～3時30分

◇開催場所

小平市役所 3階 庁議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員16名（花崎委員欠席）

事務局 市民生活部 職員5名

傍聴者 2名

◇会次第

- ・開会
- ・審議「住居表示整備事業について」の答申（案）について
- ・その他
- ・閉会

◇会議録（要録）

以下の要録は、事務局により要旨を編集したものですので、微妙なニュアンス等が表現されておりませんので、ご了承ください。

1. 審議（発言の要旨）

【会長】

前回の審議会で、会長に一任ということで承認いただいた答申の案文については、事前に各委員に配布し、寄せられた意見を反映したものを最終案として今回、机上配布してある。事務局より最終案文について説明されたい。

【事務局】

事務局より説明

【委員】

答申の前段の「早速く」という表現の、送り仮名の「く」は不要ではないか。また、「記」以降、【理由】の部分にいくつか表現が出てくる、「小平市住居表示実施基準に適合しないため～する。」という表現は、「適合するように～する。」の方が受け入れられやすい

と思われる。

【委員】

答申文書をより適切なものとするために、「適合するように」との表現に変更されたい。

【会長】

以上の点をふまえ、この案でよろしいか。

【各委員】

異議なし

【会長】

この案で決定する。

【会長】

実際の答申をするにあたり、事務局に本日の市長の予定の確認を指示したが、結果はいかがか。

【事務局】

本日、時間を割くのは可能とのことである。なお、答申の修正等に20分ほど時間をいただきたい。

【会長】

それでは、これから答申を行うこととし、準備のため暫時休憩とする。

—休憩—

—再開—

【会長】

審議会を再開する。

【会長】

修正した箇所について明らかにされたい。

【事務局】

指摘の箇所、「早速く」を「早速、」に修正し、「適合しないため」を「適合するように」と変更した。また、作業中に発見した箇所として、住居表示に関する法律第5条2項を「住居表示に関する法律第5条第2項」に、「住居表示実施基準の通りとする。」を「小平市住居表示実施基準の通りとする。」に修正した。

【会長】

あらためてこの修正案で異議ないか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

市長への答申のため、暫時休憩とする。

—休憩—

市長入室

—再開—

【会長】

審議会を再開する。

【会長】

審議会の委員を紹介する。

(各委員の氏名を呼名し、紹介する)

【会長】

ただいまから市長への答申を行う。

(本文を朗読して、市長に手渡す)

【会長】

暫時休憩とし、時間の許す限り市長との懇談を行う。

—休憩—

懇談

市長退席

—再開—

【会長】

審議会を再開する。

【会長】

事務局から何かあるか。

【事務局】

本日の要録及び答申はホームページに公開する。今回は町の区割りなどが示されたので、次回の審議会では町名に関する諮問があると思われる。日程調整については後日行いたい。